〇青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令(平成二十年政令第三百七十八号)青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条章 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視されるる機器にあらかじめブラウザが組み込まれていない場合、青少年第三条 法第十九条ただし書の政令で定める場合は、同条に規定す	衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するト接続機器にあらかじめブラウザ(インターネットを利用して公第三条 法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネッ
を締結している者の数が五万を超えない場合とする。ト接続役務提供事業者がインターネット接続役務を提供する契約第二条 法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネッ) (青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合	を締結している者の数が五万を超えない場合とする。 ト接続役務提供事業者がインターネット接続役務を提供する契約第二条 法第十七条ただし書の政令で定める場合は、インターネッ) (青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合
(携帯電話インターネット接続役務)  (携帯電話インターネット接続役務)  (携帯電話インターネット接続役務)  (携帯電話インターネット接続役務)	(携帯電話インターネット接続役務) (携帯電話インターネット接続役務) (携帯電話インターネット接続役務)
改正前	改正後

器の当該年がと認めた 製 臣 造 が きとする。 を得ることが 有 器がの組 告 0) L 害 た当 情 ブ 示で定め を 使用が が り れ 口 報 とに、 は グラム 該  $\mathcal{O}$ 度 で 経 イン 閲 0) オー八歳以上 る場場 済 きるように組み合 る台数・ 接 覧に及ぼ 前 同一の事業者が製造したインターネット接続機好産業大臣が告示で定めるインターネット接続機接続機器が専ら事業のために使用されると認めらる場合として経済産業大臣が告示で定める場合、一八歳以上の者に目視により監視される蓋然性がれていない場合、青少年によるインターネット接 同産 続 年 タ 電 - 度に 子 を ネ 超 す お ツ 算 ける販売数量が 1 え 影 機 な 響 接 接続機器を当該年度ない場合において、 に わ 対 さ す れ る たも 令 0 で とし 青 あ を 度 少 1 0 に 当該 年 · う。 て 7 経 に 販 売 事 済 よる青少 業産 を す んると 業大 者 い 結 見 が

機器を当該年度に販売するときとする。 ・一万台を超えない場合において、当該事業者が製造した当該 ・一万台を超えない場合において、当該事業者が製造した当該機器の当該年度の前年度における販売数 ・の事業者が製造した当該機器の当該年度の前年度における販売数 ・の事業者が製造した当該機器の当該機器の種類ごとに、同一 ・の事業者が製造した当該機器の当該機器の種類ごとに、同一 ・の事業者が製造した当該機器の当該機器の種類ごとに、同一 ・の事業者が製造した当該機器の当該機器の種類ごとに、同一 ・の事業者が製造した当該機器の当該年度の前年度における販売数 ・の事業者が製造した当該機器の当該年度の前年度における販売数 ・の事業者が製造した当該機器の当該年度の前年度における販売数 ・回り、当該機器が再ら事業のために使用されると認められる場合として経済産業大臣が告示で定め